超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0271

C_{30} ＝ 0.02729

$C_{令元}$ ＝ 0.02136

$C_{令2}$ ＝ 0.02151

$C_{令3}$ ＝ 0.00144

$C_{令4}$ ＝ 0.00345

$C_{令5}$ ＝ 0.00475

算式ＸＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=30}^{令5}(B_n \times C_n) + \sum_{n=30}^{令5}(D_n \times E_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

B_n　義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{30} ＝ 0.03820

$C_{令元}$ ＝ 0.02990

$C_{令2}$ ＝ 0.03011

$C_{令3}$ ＝ 0.00202

$C_{令4}$ ＝ 0.00483

$C_{令5}$ ＝ 0.00665

D_n　義務教育諸学校等の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{30} ＝ 0.03820

$E_{令元}$ ＝ 0.02990

$E_{令2}$ ＝ 0.03011

$E_{令3}$ ＝ 0.00202

$E_{令4}$ ＝ 0.00483

超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

C_{29} ＝ 0.0272

C_{30} ＝ 0.02165

$C_{令元}$ ＝ 0.02139

$C_{令2}$ ＝ 0.00107

$C_{令3}$ ＝ 0.00144

$C_{令4}$ ＝ 0.00345

算式ＸＸⅠ

$$\frac{\sum_{n=30}^{令4}(B_n \times C_n) + \sum_{n=30}^{令4}(D_n \times E_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅠの符号

A　測定単位の数値

B_n　義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

C_{30} ＝ 0.03030

$C_{令元}$ ＝ 0.02994

$C_{令2}$ ＝ 0.00149

$C_{令3}$ ＝ 0.00202

$C_{令4}$ ＝ 0.00483

D_n　義務教育諸学校等の防災機能強化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

E_{30} ＝ 0.03030

$E_{令元}$ ＝ 0.02994

$E_{令2}$ ＝ 0.00149

$E_{令3}$ ＝ 0.00202

$E_{令4}$ ＝ 0.00483